

住 所 彦根市野田山町833-2

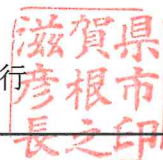
氏 名 株式会社成功産業

代表取締役 山野 浩子 様

令和7年3月7日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年彦根市条例第9号）第23条の規定により次の条件を付けて許可する。

令和7年3月25日

彦根市長 和田 裕行



営業所の所在地	彦根市野田山町833-2
お よ び 名 称	株式会社成功産業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ 事業系可燃・粗大 、 家庭系 ）
収集運搬および 処 分 の 別	収集・運搬
営 業 の 区 域	彦根市一般廃棄物処理計画区域
取 扱 料 金	彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例第11条第1項に規定 する処理手数料の額以下
営 業 許 可 期 間	令和7年3月25日 から 令和9年3月24日 まで
許 可 条 件	1 許可する一般廃棄物の収集または運搬は、次のように行うこと。 (1)一般廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。 (2)収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 2 運搬車、運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 3 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。 (1)積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。 (2)積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 (3)積替えの場所には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 (以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条による。) 4 事業車両には、「彦根市一般廃棄物処理業許可業者」である旨を記載すること。 5 排出される一般廃棄物に関しては、再生利用、資源化等を行うなどして、減量に努めるとともに、その分別に協力するよう努めること。

許 可 条 件	6 処理施設へ搬入する一般廃棄物については、処理計画区域住民の日常生活から排出される廃棄物の処理に支障のない範囲とする。 7 他市町のごみの持ち込みは禁止する。 8 ごみの分別や指定専用袋など許可条件の順守について搬入物検査を適宜実施するので協力すること。 9 事業系可燃ごみは、彦根市指定専用袋(事業用)で搬入すること。 10 家庭系一般廃棄物の搬入にあたっては、事前(搬入予定日の一週間前)に「家庭系一般廃棄物搬入届出書」を提出し、承認を得ること。 11 毎月5日までに、前月の搬入実績における報告書(別記様式第14号)を提出すること。許可期間における搬入の実績が認められない場合は、許可期間満了後、許可の更新を行わない場合がある。 12 廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第5項第4号に記載されている欠格事由に該当しないこと。該当が認められれば、許可後であっても、この許可を取り消すものとする。 13 その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか関係法令、条例を順守すること。
---------	---